

沿岸広域振興局長告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年10月22日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市刈屋第3地割34番地2地先から9番地10地先まで	新	B 47.0～31.0 m	m 220.0
	旧	A 22.0～6.5	216.0
		B 47.0～31.0	220.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成25年10月22日から同年11月22日まで